

のみを書いただけであり、その情報源も主が言ったもののか、妻の判断か不明であ

り、担当者の観察（実態把握）と判断（認定）が不明確なものである。関係機関等の調査を別として、家庭訪問のみの実態把握の記録を書くとしたら、次の（例2）の方が妥当なものとなる。

（例2）

訪問すると主は床より起きあがって来た。まだ体力が回復していないのか、やつれた状態であった。

主の申し立てによると、現在、週2回通院しており、先週検査した結果、一向に良くなないと主治医に言われた。

妻の稼働については、主がアルコール症気味の肝硬変であり、精神的な安定、食事療法も必要であると妻は主治医に言われており、子どもも小さいことから今

のところ就労することは無理と認められるので、当分の間は就労指導せず状況を見ることとする。

長女は高校進学を希望しており、主、妻とも進学させようと考えている。成績は公立高校に入るのは今一步のところにあるようである。

⑥ 敬語は原則として使用しないこと。

内部的資料である公文書の場合、通常敬語は使用しないので、ケース記録についても原則として敬語は使用しないこと。

⑦ 特殊な専門用語や一般化していない外国語は極力使用しないこと。

止むを得ず使用する場合は、訳語を注書きしておくべきである。

⑧ 会話体の記録は極力用いないこと。

ケース記録を見ると、長々とした会話の記録があり、最後まで読み終えても何を言いたいのか理解しにくい記録がある。記録の要約化を図ることは、組織としてもケースワーカーにとっても極めて重要なことである。会話体の記録はどうしても要約化しにくい面があるので、極力使用しないよう心掛けたいものである。

なお、対象者の発言で重要なものについて会話体を使用しなければならない場合は、「……のこと」「……という。」ように「」

書きするとわかりやすい。

- ⑨ 関係書類との重複記録はさけること。  
保護台帳、保護決定調書、各種提出書類とケース記録は一体なので、ケース記録以外の書類で直ちに判明できる事項、内容は重複して記録しないことが望ましい。

なお、過去に記述されている事項についての重複記録はさけるべきであるが、どうしても必要な場合は、前回記録を参照するよう記載しておくか、ごく簡単な説明的記述をすることで十分である。

（例）

（妻と面接）主は通院中で不在、主の病状は前回訪問時（又は年月日の記録のとおり）の状況と変わらないようである。しかし、妻の話しから、主はどうも放酒しているようなところもあり、後日、主治医訪問して療養態度等について意見を聞くこととする。

※（注）

「年月日の記録のとおり」といつても、2～3年前の記録は確定した事実（調停離婚の成立、交通事故に合った事実）のように状況が不変なもの以外は、概ね1年以内の記録にとどめるべきである。また、新規開始時の実態調査で記録されない年金・保険・資産等の確定で生きる事実が把握された場合は、開始時の実態調査書に調査年月日を付して記録しておくこと。その事実をケース記録のみに書いてあると、ケース記録を全部読まずに事実が判明できないことになる。

- ⑩ 用語の簡略化を図ること。  
記録を簡略化するためには、福祉事務所として統一した略語を使用するよう心掛け、常用の用語となるべく簡略化する必要がある。

一般的に略語として使用しているものとしては、例えば次のようなものがある。

なお、対象者の発言で重要なものについて会話体を使用しなければならない場合は、「……のこと」「……という。」ように「」

**編注** この要領は、[事例 5—1] 訪問計画実施表 (P.168) の記入要領である。

用語	略語	略語	用語	略語	略語	略語	略語
家庭訪問	⑩ 主 M T S V C W	社会健保	保険	社健	保健	日雇健保	日雇健保
世帯明大昭地民職兒家庭	主治員担当員委員会所相談所裁判所	健保	保険	保険	保険	国民健保	国民健保
査察区民業業	正和員相安童相	厚生年金	保険	厚生年金	保険	厚生年金	厚生年金
	老令福社年金	老令福社年金	老令福社年金	老令福社年金	老令福社年金	老令福社年金	老令福社年金
	労働者災害補償保険	世帯更生資金	資金	世帯更生資金	資金	世帯更生資金	世帯更生資金
	児童扶養手当	扶養手當	手當	扶養手當	手當	扶養手當	扶養手當
	結核予防法	予防法	法	結核予防法	予防法	結核予防法	結核予防法
	精神衛生法	精神衛生法	法	精神衛生法	法	精神衛生法	精神衛生法

(注) 本項「ケース記録」に挙げている例文等は札幌市の「生活保護研修・指導の手引」(査察指導員用), 大阪府の「ケース記録の手引」等を参考にした。

#### 訪問目的記入要領

- 1 ケース分類を記入する。(鉛筆書きでもよい)
- 2 問題点等欄に下記の事項を記入する。(鉛筆書きでもよい)
  - (1) 疾病者(眼科, 歯科, 風邪等で処遇上問題がないものは除く)のない世帯は、「疾患者なし」と記入する。
  - (2) 長期入院患者については、「○○病院入院中」、施設ノ所有者については施設名を記入する。
  - (3) 世帯分離して保護している場合は、「世帯分離」と記入する。
  - (4) 医單のケースは、「医單」と記入する。
  - (5) 資産を有する世帯は、「資産有」と記入する。
- 3 ケース分類に沿った訪問計画を記入する。
  - (1) 勤労者のいる世帯は、手帳局 第10訪問調査等参照のこと。
  - (2) Cケースについては、6月及び12月に計画する。
- 4 扶養義務者の調査
  - (1) 年1回以上計画する。
  - (2) 母子世帯については、前項の扶養能力調査を年1回は必ず計画する。  
**(電手)**と記入する。
- 5 病状調査
  - (1) 長期入院患者は、年2回計画する。
  - (2) 高齢者は、年1回以上計画する。
  - (3) 稼働年齢者層は、年2回以上計画する。
  - (4) 記入方法は、**●主**, 妻, 長男等の要領で記入する。
- 6 収入調査
  - (1) 稼働年齢者層のいる世帯及びそれ以外で稼働している者のいる世帯については年4回、その他は年2回以上計画する。
- 7 資産調査
  - (1) 資産を有する世帯について年1回計画する。
- 8 出身世帯調査
  - (1) 世帯分離して保護しているケースは年1回計画する。
- 9 ●他、●にについては、随時記入する。  
●は、記入しない。
- 10 月の当初にその月の訪問計画の目的を記入する。

### 資料 3-7 G3-7アル「ケース記録の具体例」

① 經過記錄關係

◎	家庭訪問	委員	M	T	S
	民 生 委 員	主			
	世 帶 主	治			
	明 大 昭	正 和 啟			
	母 子 福 衛 資 金	福 衛 資 金			
	母 福 資 金	福 資 金			
	最 生 活	生 活			
	最 生 活	生 活			
	職業安定所	社 保			
	社會保險	保 護			
	保 護	定 調 著			
	職業安定所	職 業			
	兒童扶養手當	兒 扶 手			
	國 民 年 金	國 年 金			
	老 齡 福 利	老 齡 福 利			
	厚 生 法	厚 生 法			
	法 定 免 除	免 除			
	請 免 申 請	申 請			

## ② 保證決定關係

基础控制(基控)

特 別 控 除	(特控)	農業収入	種	ふじのくに
未成年控除	(未控)	工商収入	苗	ふじのくに
新規就労控除	(新控)	仕送り収入	苗	ふじのくに

扶助決定關係

生活扶助	生業扶助	葬祭扶助	單	醫療扶助	出產扶助
住宅扶助	教育扶助	介護扶助	認定額	定期金	定期金
學校給食費	現物給付	金錢給付	併給付	本入支払額	定期金
委託	委託	委託	委託	委託	委託

100

11 開始記錄

消炎止痛藥

記録	留意事項
3. 長男 ○○○ (○○オ) (1) ..... (2) .....	6 資産の状況 (1) 保有状況については、資産申告書及び保護台帳のとおり。 (2) 保有の認否について ① 宅地 (○○○. ○ m) 及び家屋 (○○. ○ m) については、 .....であり、②第3の1の1及び2の1の要件を満している ので保有を認めます。
4 傷病の状況 1. 主 ○○ (1) 病名 ○○○○、○○○○ (○○病院入院) (2) 主治医意見 ・現症状 ..... ・今後の見込み .....	・医療要否意見書を徴する。 ・主治医の意見は、経動能力、年金等の受給要件などを中心に記録する。 ③ 山林 (○○. ○ m) については、現に活用されていないので保有を認めず、売却処分を指導する。ただし.....であり、すぐには処分できないので、別紙 (写) のとおり、法第63条の規定による費用の返還を指示する。 ④ 生命保険 (○○保険会社、契約者○○○) については、..... であり、⑤第3の1の1の要件を満しているので保有を認めます。 ただし、解約返戻金○○○○円については、別紙 (写) のとおり法第63条の規定による費用の返還を指導する。
5 収入の状況 (1) 稲飼収入 ・妻 ○○ ○○○株工場勤務、.....部門で..... (詳細については、別紙 収入申告書のとおり。)	7 負債の状況 ・収入申告書を徴し、給与明細書等で確認する。確認できない場合は給与証明書の提出を求めます。 具体的な仕事の内容、勤務時間等も記録する。 手帳現金は預貯金を含め、すべて記録する。
6 公租公課 (1) 別紙 保護申請に伴う調査書のとおり。 (2) 減免特典の有無 ○○○税が免除されるが、まだ手続をとっていないので手続をとるよう指導する。	8 公租公課 (1) 別紙 保護申請に伴う調査書のとおり。 (2) 減免特典の有無 ○○○税が免除されるが、まだ手続をとっていないので手続をとるよう指導する。
7 扶養義務者の状況 1. 主の兄 ○○○ (○○才) ○○市○○町○-○ (1) 世帯の状況 家族○人、主の兄は○○○をしているほか.....であり、年収は約○○○○万円である。	9 扶養義務者の状況 1. 主の兄 ○○○ (○○才) ○○市○○町○-○ (1) 世帯の状況 家族○人、主の兄は○○○をしているほか.....であり、年収は約○○○○万円である。

記	記	録	例	留意事項
6 資産の状況 (1) 保有状況については、資産申告書及び保護台帳のとおり。 (2) 保有の認否について ① 宅地 (○○○. ○ m) 及び家屋 (○○. ○ m) については、 .....であり、②第3の1の1及び2の1の要件を満している ので保有を認めます。	6 資産の状況 (1) 保有状況については、資産申告書及び保護台帳のとおり。 (2) 保有の認否について ① 宅地 (○○○. ○ m) 及び家屋 (○○. ○ m) については、 .....であり、②第3の1の1及び2の1の要件を満している ので保有を認めます。	6 資産の状況 (1) 保有状況については、資産申告書及び保護台帳のとおり。 (2) 保有の認否について ① 宅地 (○○○. ○ m) 及び家屋 (○○. ○ m) については、 .....であり、②第3の1の1及び2の1の要件を満している ので保有を認めます。	6 資産の状況 (1) 保有状況については、資産申告書及び保護台帳のとおり。 (2) 保有の認否について ① 宅地 (○○○. ○ m) 及び家屋 (○○. ○ m) については、 .....であり、②第3の1の1及び2の1の要件を満している ので保有を認めます。	6 資産の状況 (1) 保有状況については、資産申告書及び保護台帳のとおり。 (2) 保有の認否について ① 宅地 (○○○. ○ m) 及び家屋 (○○. ○ m) については、 .....であり、②第3の1の1及び2の1の要件を満している ので保有を認めます。

記録		留意事項		記録		留意事項	
記	録	例	留意事項	記	録	例	留意事項
(2) 扶養能力及び意思 主の兄は……………であり、相当の扶養能力があると認められるので実地に調査したところ〇月から〇〇〇〇〇円位は送りするとのことで扶養の提出を求め、今後仕送り状況について把握する。		(3) その他の手当てについては……………であり、〇〇年〇月から受給できると認められるので、今後手続について指導する。		(3) その他の手当てについては……………であり、〇〇年〇月から受給できると認められるので、今後手続について指導する。		(3) その他の手当てについては……………であり、〇〇年〇月から受給できると認められるので、今後手続について指導する。	
2. 主の弟 〇〇〇〇 (〇〇才) 〇〇市〇〇町〇-〇		(1) 世帯の状況 (2) 扶養能力		(1) 住宅及び生活環境 (2) 家庭補修の必要性 (3) お子様が苦しく、雨宿りするので早急に補修する必要がある。 (4) 地理便 (5) 親族・近隣等との交際状況 (6) その他		(1) 住宅及び生活環境 (2) 家庭補修の必要性 (3) お子様が苦しく、雨宿りするので早急に補修する必要がある。 (4) 地理便 (5) 親族・近隣等との交際状況 (6) その他	
3. 妻の父 〇〇〇〇 (〇〇才)		(1) 世帯の状況 (2) 扶養能力		(1) ○〇市〇〇町〇-〇 (2) 別紙扶養届のどおり〇月より毎月〇〇〇〇円位送りする旨回答あり、なお、これ以上については……………の事情もあり、当分の間困難と認められる。		(1) ○〇市〇〇町〇-〇 (2) 別紙扶養届のどおり〇月より毎月〇〇〇〇円位送りする旨回答あり、なお、これ以上については……………の事情もあり、当分の間困難と認められる。	
10 他法関係		(1) 医療保険		(1) ○〇民生委員の意見 (2) …… (3) ……		(1) ○〇民生委員の意見 (2) …… (3) ……	
(2) 年金等				(3) その他の事項			

記録		留意事項		記録		留意事項	
記	録	例	留意事項	記	録	例	留意事項
(2) 扶養能力及び意思 主の兄は……………であり、相当の扶養能力があると認められるので扶養の提出を求め、今後仕送り状況について把握する。		(3) その他の手当てについては……………であり、〇〇年〇月から受給できると認められるので、今後手続について指導する。		(3) その他の手当てについては……………であり、〇〇年〇月から受給できると認められるので、今後手續について指導する。		(3) その他の手当てについては……………であり、〇〇年〇月から受給できると認められるので、今後手續について指導する。	
2. 主の弟 〇〇〇〇 (〇〇才) 〇〇市〇〇町〇-〇		(1) 住宅及び生活環境 (2) 家庭補修の必要性 (3) お子様が苦しく、雨宿りするので早急に補修する必要がある。 (4) 地理便 (5) 親族・近隣等との交際状況 (6) その他		(1) 住宅及び生活環境 (2) 家庭補修の必要性 (3) お子様が苦しく、雨宿りするので早急に補修する必要がある。 (4) 地理便 (5) 親族・近隣等との交際状況 (6) その他		(1) 住宅及び生活環境 (2) 家庭補修の必要性 (3) お子様が苦しく、雨宿りするので早急に補修する必要がある。 (4) 地理便 (5) 親族・近隣等との交際状況 (6) その他	
3. 妻の父 〇〇〇〇 (〇〇才)		(1) 世帯の状況 (2) 扶養能力		(1) ○〇市〇〇町〇-〇 (2) 別紙扶養届のどおり〇月より毎月〇〇〇〇円位送りする旨回答あり、なお、これ以上については……………の事情もあり、当分の間困難と認められる。		(1) ○〇市〇〇町〇-〇 (2) 别紙扶養届のどおり〇月より毎月〇〇〇〇円位送りする旨回答あり、なお、これ以上については……………の事情もあり、当分の間困難と認められる。	
10 他法関係		(1) 医療保険		(1) ○〇民生委員の意見 (2) …… (3) ……		(1) ○〇民生委員の意見 (2) …… (3) ……	
(2) 年金等				(3) その他の事項			

14 結論	
(1) 要否判定	
最低生活費	収入充当額
住宅費	
教育費	
医療費	
計	計
裏	否
本人支払額	〇〇〇円

## (2) 継続ケースの記録

年 令	記 録	留 意 事 項
(2) 決定(その1) 判定要となるので、町(村)受付の〇月〇日から保険開始する。		
(3) 決定(その2) ア 世帯分離実施 (回第1-2-.....) 次の理由により〇〇〇〇を世帯から分離し、単身保護する。 ① 〇〇は、今後、引き続き6ヶ月以上の入院治療を要する。 ② 〇〇は、他のいずれの世帯員とも生活保護義務關係はない。 ③ 〇〇を、同一世帯として認定すれば.....(本人支払額 ....)となり.....と分離に伴う仕送り調査 ・世帯分離要件該当項目 を明記する。 ・分離要件を具体的に記 録する。 ・〇月〇日、〇〇〇〇と面接、当所の方針及び世帯分離の意味を説 明し話し合ったところ、別紙扶養履のとおり在月〇〇〇〇円を仕 送りする旨の回答があつた。	<p>1. 母子加算の認定について 1. 主一治癒と連絡を密にする。 2. 要一就労日数を増加させるよう指導する。 3. 〇〇〇〇について、保育が認められないで先抑処分を指導し、先抑 されたときは法第63条により費用の返還をするよう文書で指示する。 4. 〇〇〇〇年金により費用の返還をするよう文書で指示する。 5. 食費収入については、〇〇月以降収入認定するものとし、〇〇月まで 保有米〇kgを収入認定する。</p> <p>15 今后の処遇方針 1. 母子加算の認定について 1. 主の入院期間が1年を経過、引続き入院を要する状態にあるので〇 月から母子加算を認定する。 2. 障害者加算の認定について ・主について、別紙診断書のとおり、国民年金法別表に定める1級に 該当すると認められるので〇月から障害者加算を認定する。 3. 在宅患者加算の認定について(一般病) ・〇〇〇〇病で通院中の主について、引き続き3箇月以上の治療を要す るうえ、別紙診断書のとおり栄養補給の必要があるので、〇月から 在宅患者加算を認定する。</p>	

年 令	記 録	留 意 事 項
(2) 継続ケースの記録		

年 令	記 録	留 意 事 項
1. 世帯員の変動 長女の転出(転入)について (1) 〇〇へ就職したため〇月〇日に転出したので世帯から除外する。 (2) 転出に伴い、〇月分(支給ずみ)保険費のうち〇〇〇〇円返納とな る。 (3) (〇月〇日)調査の結果.....身度に伴う.....に、消費すみ であることを確認したので法第80条により返還を免除する。(消費せ ず保有していたので、〇〇〇〇円(.....)を返還させる。) (4) .....扶養照会する。(〇月後実施)	<p>1. 世帯員の認定 長女の転出(転入)について (1) 〇〇へ就職したため〇月〇日に転出したので世帯から除外する。 ・保険台帳の扶養義務者 欄に転記する。 ・返還免除する場合は、 消費すみの理由を簡潔 に記入する。 ・やむを得ない事由 は実地に確認する。</p>	

## 1. 加 算

年 令	記 録	留 意 事 項
2. 水道設備費 (配電設備、井戸、下水道設備の場合に準用) (実調) (1) 現在、井戸水を使用しているが、.....により、水位が低下し てきている。 (2) 〇〇保健所による水質検査の結果、.....ため飲料不適と判 定された。	<p>2. 水道設備費 水道設備費の支給について ・次とおり必要と認められるので水道設備費として〇〇〇〇円支給 する。(費用が〇〇〇〇円をこえるので知事あて協議する。) (1) 現在、井戸水を使用しているが、.....により、水位が低下し てきている。 (2) 〇〇保健所による水質検査の結果、.....ため飲料不適と判 定された。</p>	

記録	記録例	留意事項
4. 留意事項	<p>(3) 付近のほとんどどの世帯は、工場の際に、すでにとりつけており、近隣との均衡を失する恐れはない。</p> <p>(4) 費用については、別紙見附りのとおり、いずれも妥当であると認められる。</p> <p>(5) (地からの援助) .....OOOP、援助する旨の確認があった。</p> <p>・実地に確認する。</p> <p>・〇月〇日訪問</p> <p>・計画どおり実施されていることを確認する。</p>	<p>・費用の妥当性</p> <p>・扶養義務者等の医療の可能性</p> <p>(3) 費用については、別紙見附り内容とおりであり〇〇課と協議した結果、いずれも妥当であると認められる。</p> <p>(4) 今回の計画に〇〇〇〇円援助する旨の確認があった。</p> <p>・補修額について、理事会承認を要するので、(地からの援助) .....(水道設備費の例参照)</p> <p>・事後確認の記録</p>
6. 生糞費	1. 生糞費の支給について (事業拡張に伴うもの)	(実調)
	・次のとおり必要と認められるので、生糞費として〇〇〇〇円支給する。	・計画の妥当性(必要性)
	(1) 主の健康も、ようやく回復、主ではこれを懸念に………糞業を立てる必要と希望している。	・規則、金額の妥当性
	(2) 主の現在の健康状態(………から考えて計画は………)	・特別基準設定の必要性
	………であり世帯の自立に著しい効果をもたらすものと認められる。	・今後の自立見通し
3. 通学交通費 (業務教育)	(実調)	
	・学校又は教育委員会の意見を聽取する。	
	・通学交通費の支給について	
	・長男について、片道〇キロを自転車通学をしているが冬期間、積雪多風、凍結………によりバス通学をすることとなるので次により通学費を認定する。	
	(1) バス通学を要する期間 〇月から〇月まで 〇〇〇〇円	(3) ………であり、規則、費用とも妥当と認められる。又、この程度であれば………であり、近隣との均衡を失することもない。
	(2) 定期券代 (3箇月) 〇〇〇〇円	(4) 以上により、申請額どおり支給したい、なお、世帯により月平均〇〇〇〇円増収になる見込みである。(主の意見)
	(3) 町からの助成金 〇〇〇〇円	
	(4) 支給を要する通学費 〇〇〇〇円	
4. 家賃・間伐・地代	家賃認定申請付	(実調)
	・地域の慣行料金との比較	・修得科目の内容、修了後の就職の見通し
	・世帯員の状況、地区的住宅事情等を勘案して判断する。	
	・基準額の1.3倍以内であること。 (台帳登録)	
	(限度額をこえる場合) ・〇〇〇〇円となり限度額をこえることとなるが、(事情) ………によりやむを得ないと認められるので、承認があつたものとして〇〇〇〇円、認定する。	(1) 入所中は………の技術を修得するものであり………自立に著しい効果がある。
		(2) 長男も意欲十分で修了後は………と大きく………望んでいる。
		(3) 家族の長男にかける期待、………と大きく………望んでいる。
		(4) 入所月日 〇月〇日 （5）入所期間 〇箇月（年）
5. 住宅維持費	3. 高等学校等就学費の支給について	
	家屋修繕費の支給について	・「高等学校等就学費認定調書」により〇〇〇〇円を認定する。
	・次のとおり必要と認められるので家屋修繕費として〇〇〇〇円支給する。	・次男のアルバイト収入については、別紙「高等学校等就学費認定調書」により、高等学校等就学費用の給付対象外となる経費や差異額の範囲内で賄いきれない経費に充當した結果生じた残額〇〇〇〇円については収入として認定する。
	(1) ………老朽落しく雨漏りする状態である。(屋内、台所付近)	
	(2) ………に………（タン）をあげ、更に、腐食した………をとりかえ、補強することにより雨漏りを防ぐ必要がある。	

記録	録例	留意事項	記録例	留意事項
4. 就職支度費の支給について ・長女の就職に伴い、などをするので支度費として〇〇〇〇〇円支給する。 (1) 就職予定先 .....〇〇県 .....〇〇工場 (2) 就職予定月日 .....〇月〇日	・購入品目を詳細に列挙する必要はない、 ・〇〇病院訪問、〇〇主治医および妻と面接 別紙調査票のとおり ・移動能力について (〇〇主治医) 病状は .....であり、 .....程度の仕事であれば可能である。 今後、職安へ同行する等強力に就労指導する。 ・手荷金累積額が〇〇〇〇〇円だったでの〇月から〇〇加算を削除する。(附上する。)	・調査票により記録されている場合は「別紙調査票のとおり」と記録する。 ・ただし、移動能力等効率上重要な事項については重複しても記録する。	2. 病院訪問 (〇〇病院訪問、〇〇主治医および妻と面接)	・調査票により記録されている場合は「別紙調査票のとおり」と記録する。
7. 葬祭費	1. 葬祭費の支給について ・〇〇死亡に伴い、次のとおり葬祭費を要するので〇〇〇〇円支給する。 (1) 葬祭に要した額 (別紙明細書のとおり) (2) 葬祭扶助基準額 (3) 加算分 ① 火葬費 (...ごえる分について加算) ② 遺骨費 (...) ③ 診断書 (...) ④ ..... 2. 支給する保険費のとり扱いについて .....返還 (免除) .....する。	・台帳監理 ・費用明細書添付 ・加算分の上積み ・資産が基準額をこえた場合における差額分の援助見通し ・扶助費超過支給分の取扱いについて記入する。	3. 収入認定 一月により変動が著しい場合は ・日雇収入見込認定について (実際) (1) 妻は、〇月〇日から .....で働いている。 (2) 妻によれば、 .....であるため「 .....で当分は落ちつかない」ことである。 (3) 現況から判断して .....であり、今後、〇箇月間程度、所持、状況を(4) とりあえず、別紙収入申告書に基づき〇日間(日給〇〇〇〇円)で〇月から見込認定し、この間、毎月調査することとする。	・収入告査添付 (実際) (1) 妻は、〇月〇日から .....で働いている。 (2) 妻によれば、 .....であるため「 .....で当分は落ちつかない」ことである。 (3) 現況から判断して .....であり、今後、〇箇月間程度、所持、状況を(4) とりあえず、別紙収入申告書に基づき〇日間(日給〇〇〇〇円)で〇月から見込認定し、この間、毎月調査することとする。
そ の 他	1. 通常世帯訪問 ( .....のため世帯訪問、〇〇と面接)	1. 生活現況 ・主 .....であり ..... ・妻 .....であり ..... 2. 主の稼動状況について ・妻 .....さらに悪化している。 ・やや積極的になってきており ..... 3. 家屋修繕について .....修理日数も若干増えている。 .....修理する .....雨漏がある。	4. 検診命令 ・検診命令について ・次の理由により、主に対し、検診を命ずる。 (1) 治療を中止して〇箇月になるが、この間就労していない。 (2) 〇〇検診医(〇〇〇〇日実績)の意見 ・対象者の訴え、関係者の意見及び対象者に対する指導事項等を処理する方針との順逆に留意しながら記入する。	・できるだけ検診医と同行訪問する。 ・主は .....自己覚症状を訴えるばかりで意欲がない。 又「自分の身体は自分が一番よく知っている」と、受診指導に積極的な態度をとっている。
		4. 指導(助言)事項 ・妻に対し、食事の気配り .....専念すること。 ・主に対し .....であり .....と思われるのでもっと努力すること。 ・家屋補修申請手続をとるよう ..... 5. 検診命令書は別紙のとおり	4. 検診命令書は別紙のとおり (4) 以上により、主の健康状態等を確認する必要がある。 (5) 検診命令書は本人直接手渡し、検診命令の趣旨を説明する。	・検診命令書は本人直接手渡し、検診命令の趣旨を説明する。

記録	例	留意事項
<b>5. 文書指示</b>		
文書による就労指示について		
次の理由により、主に対し、文書により就労を指示する。		
(1) 主は……………で月〇回通院就労を行っているが、移動能力はあると認められる。	・主治医、嘱託医の意見はできるだけ詳細に記録する。	・定期収入の増加により保険を必要としなくなった場合
・〇〇主治医 (〇月〇日)	・主治医、嘱託医の意見はできるだけ詳細に記録する。	2. (関係者への連絡) ………………依頼する。
病状は……………あり……………程度の仕事は可能である。	・〇〇での勤務は安定しており、……………収入も増加している。	(〇月〇日、世帯訪問、〇〇と面接)
・〇〇嘱託医 (〇月〇日)	・……………(特別の事情) ………………がない限り、引き続き就労される見通しである。	1. 移動状況について
主治医の意見のとおり就労は可能である。	・対象者自身の意見を記入する。	・〇〇の意見
(2) 〇月〇日職安へ同行するも……………と、求職活動も消極的である。	・自力でやつといけそうである。	………仕事にも慣れ自信がついてきた。
なお、職安の担当者によれば、主が積極的に求職すれば就労可能な事業所はある、ということである。	・保険の停止について	………体力でやつといけそうである。
(3) この間、〇箇月にわたり強力に就労指導してきたが、主は、……………と消極的である。	1. 別紙収入申告事に基づき認定した結果……………保険を要しなくなるが、〇〇での勤務状態……………(確実性を欠く理由) ………………であるので、〇箇月間停止し、随時状況を把握する。	1. 別紙収入申告事について記載する。
(4) ケース診断会議 (〇月〇日) でも……………であり、文書指示すべきであるとの結論であった。	2. (関係者への連絡) ………………について指導する。	2. (関係者への連絡) ………………依頼する。
(5) 以上により、文書指示を行い、早急に就労するよう援助する。	・直接指示割は本人に直接手渡し、指図指示の趣旨等を説明する。	停止記録 (保険停止について)
(6) 指導指示書は別紙のとおり。		次の理由により、〇月〇日から保険停止する。

## (3) 停・廃止の記録

記録	例	留意事項
<b>一時的に保険を必要としなくなった場合</b>		
(〇月〇日、世帯訪問、〇〇と面接)	・収入申告書を従事する。	(〇月〇日～〇月〇日 (〇〇日間) まで保険停止し、この間、随時状況を把握する。
1. ………………(臨時金などの種類) ………………受給について……………	・臨時金の特徴的消費について助言する。	(期間算定)
・別紙申告書のとおり……………受給したことと確認する。	・(収入の貯扱いなどについて説明) ………………(停止の意味について説明する。) ………………するよう助言する。	1. ………………依頼する。

記録	例	留意事項
<b>定期収入の増加により保険を必要としなくなった場合</b>		
2. (関係者への連絡) ………………依頼する。		・定期収入の適用実態、今後の適用見通しなどを的確に把握する。
(〇月〇日、世帯訪問、〇〇と面接)	1. 移動状況について	・既存状態についても必要なに応じて記入する。
1. 〇〇での勤務は安定しており、……………収入も増加している。	・〇〇での勤務は安定しており、……………(特別の事情) ………………がない限り、引き続き就労される見通しである。	2. (特別の事情) ………………がない限り、引き続き就労される見通しである。
・〇〇嘱託医 (〇月〇日)	・対象者自身の意見を記入する。	・対象者自身の意見を記入する。
主治医の意見のとおり就労は可能である。	・体力でやつといけそうである。	・体力でやつといけそうである。
(2) 〇月〇日職安へ同行するも……………と、求職活動も消極的である。	1. 別紙収入申告事に基づき認定した結果……………保険を要しなくなるが、〇〇での勤務状態……………(確実性を欠く理由) ………………であるので、〇箇月間停止し、随時状況を把握する。	1. 別紙収入申告事について記載する。
なお、職安の担当者によれば、主が積極的に求職すれば就労可能な事業所はある、ということである。	2. (関係者への連絡) ………………について指導する。	2. (関係者への連絡) ………………依頼する。
(3) この間、〇箇月にわたり強力に就労指導してきたが、主は、……………と消極的である。	・世帯訪問、関係先調査などを実施し、その状況を記録する。(停止原因)	・世帯訪問、関係先調査などを実施し、その状況を記録する。(停止原因)
(4) ケース診断会議 (〇月〇日) でも……………であり、文書指示すべきであるとの結論であった。	2. 著の新規就労に伴い収入が大幅に増加した。	2. 著の新規就労に伴い収入が期待できる。
(5) 以上により、文書指示を行い、早急に就労するよう援助する。	3. 主の病状について、主治医によれば、慢性化しており、長期間治療を要する見込みであるが、医療費については、収支のみで足り、月平均〇〇〇円程度であろうとのこと。一現収入で十分に支払可能。	3. 主の病状について、主治医によれば、慢性化しており、長期間治療を要する見込みであるが、医療費については、収支のみで足り、月平均〇〇〇円程度であろうとのこと。一現収入で十分に支払可能。
(6) 指導指示書は別紙のとおり。	4. 長女について、来春高校を卒業し、就労の予定である。	4. 長女について、来春高校を卒業し、就労の予定である。
<b>(4) 停止記録</b>		
停止記録		
<b>一時的に保険を必要としなくなった場合</b>		
(〇月〇日、世帯訪問、〇〇と面接)	・裏付け資料を従事する。	(〇月〇日～〇月〇日 (〇〇日間) まで保険停止し、この間、随時状況を把握する。
1. ………………(臨時金などの種類) ………………受給について……………	・臨時金の特徴的消費について助言する。	(期間算定)
・別紙申告書のとおり……………受給したことと確認する。	・(収入の貯扱いなどについて説明) ………………(停止の意味について説明する。) ………………するよう助言する。	1. ………………依頼する。

## 第3章 最低生活費

記録例		留意事項																					
5. 要否判定		<p>最低生活費の取扱い</p> <p>(1) 級地基準の適用</p> <p>級地の適用は、原則として世帯の居住地又は現在地により定められるが特別の定めのある場合については、例外的な取扱いがなされる。</p> <p>これら例外的取扱いを整理すると次のとおりとなる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>根拠</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が計上される期間</td> <td>局第6-2-(1)-カ</td> <td>期末一時扶助又は各種加算について は、当該被保護者が所在する地の級地基準による額を適用する。</td> </tr> <tr> <td>2 出稼等により他の世帯員と別に一般生活費を計上するとき</td> <td>局第6-2-(1)-キ</td> <td>出稼等の者の所在する他の級地基準を適用する。(所在を異にするに至った日の翌日から一にするに至った日の前日まで)</td> </tr> <tr> <td>3 救護施設等基準</td> <td>局第6-2-(1)-ケ</td> <td>当該施設の所在地の級地基準により計算する。ただし、2級地又は3級地に所住する保護施設に入所している者について、1級以上の級地の基準を特別基準の設定があつたものとして適用して差しつかえない。</td> </tr> <tr> <td>4 入院患者の付添をその出身世帯員が行なうとき</td> <td>課第4-1</td> <td>付添を行う世帯員の基準生活費は病院等の所在地の級地基準を適用して差しつかない。</td> </tr> <tr> <td>5 術祭扶助</td> <td>局第6-2-(1)</td> <td>葬祭地の級地基準による。</td> </tr> <tr> <td>6 旅先等で急迫保護を必要とする場合</td> <td>局第6-2-(2)</td> <td>当該要保護者の現在地の級地基準による。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考欄と直複する場合は不要。</p> <p>停止後的生活変動の有無を簡潔に記入する。 特に、変動が認められない。 1. (停止) 2. .... 3. ....</p> <p>停止から廃止の場合</p>	項目	根拠	備考	1 入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が計上される期間	局第6-2-(1)-カ	期末一時扶助又は各種加算について は、当該被保護者が所在する地の級地基準による額を適用する。	2 出稼等により他の世帯員と別に一般生活費を計上するとき	局第6-2-(1)-キ	出稼等の者の所在する他の級地基準を適用する。(所在を異にするに至った日の翌日から一にするに至った日の前日まで)	3 救護施設等基準	局第6-2-(1)-ケ	当該施設の所在地の級地基準により計算する。ただし、2級地又は3級地に所住する保護施設に入所している者について、1級以上の級地の基準を特別基準の設定があつたものとして適用して差しつかえない。	4 入院患者の付添をその出身世帯員が行なうとき	課第4-1	付添を行う世帯員の基準生活費は病院等の所在地の級地基準を適用して差しつかない。	5 術祭扶助	局第6-2-(1)	葬祭地の級地基準による。	6 旅先等で急迫保護を必要とする場合	局第6-2-(2)	当該要保護者の現在地の級地基準による。
項目	根拠	備考																					
1 入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が計上される期間	局第6-2-(1)-カ	期末一時扶助又は各種加算について は、当該被保護者が所在する地の級地基準による額を適用する。																					
2 出稼等により他の世帯員と別に一般生活費を計上するとき	局第6-2-(1)-キ	出稼等の者の所在する他の級地基準を適用する。(所在を異にするに至った日の翌日から一にするに至った日の前日まで)																					
3 救護施設等基準	局第6-2-(1)-ケ	当該施設の所在地の級地基準により計算する。ただし、2級地又は3級地に所住する保護施設に入所している者について、1級以上の級地の基準を特別基準の設定があつたものとして適用して差しつかえない。																					
4 入院患者の付添をその出身世帯員が行なうとき	課第4-1	付添を行う世帯員の基準生活費は病院等の所在地の級地基準を適用して差しつかない。																					
5 術祭扶助	局第6-2-(1)	葬祭地の級地基準による。																					
6 旅先等で急迫保護を必要とする場合	局第6-2-(2)	当該要保護者の現在地の級地基準による。																					

1. 最低生活費の取扱い

(1) 級地基準の適用

級地の適用は、原則として世帯の居住地又は現在地により定められるが特別の定めのある場合については、例外的な取扱いがなされる。

これら例外的取扱いを整理すると次のとおりとなる。

項目	根拠	備考
1 入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が計上される期間	局第6-2-(1)-カ	期末一時扶助又は各種加算について は、当該被保護者が所在する地の級地基準による額を適用する。
2 出稼等により他の世帯員と別に一般生活費を計上するとき	局第6-2-(1)-キ	出稼等の者の所在する他の級地基準を適用する。(所在を異にするに至った日の翌日から一にするに至った日の前日まで)
3 救護施設等基準	局第6-2-(1)-ケ	当該施設の所在地の級地基準により計算する。ただし、2級地又は3級地に所住する保護施設に入所している者について、1級以上の級地の基準を特別基準の設定があつたものとして適用して差しつかえない。
4 入院患者の付添をその出身世帯員が行なうとき	課第4-1	付添を行う世帯員の基準生活費は病院等の所在地の級地基準を適用して差しつかない。
5 術祭扶助	局第6-2-(1)	葬祭地の級地基準による。
6 旅先等で急迫保護を必要とする場合	局第6-2-(2)	当該要保護者の現在地の級地基準によ

### ⑩ 自立助長とは何か

この「自立の助長」とは、ななかか困難な内容であるように思います。  
「生活保護法の解釈と運用（小山進次郎著）」では、この点を、次のよう�습니다。

- ・自立を助長する
- ・最低限度の生活を保障する

この「自立の助長」とは、ななかか困難な内容であるように思います。  
「生活保護法の解釈と運用（小山進次郎著）」では、この点を、次のよう�습니다。

「最低生活の保障と共に、自立の助長ということを目的の中に含めたのは、「人をして入たるに施する存在」たらしめるには、単にその最低生活を維持させるというだけでは十分でない。

凡そ人はすべてその中に何等かの自主独立の意味において可能性を包蔵している。  
この内容的可能性を発見し、これを助長育成し、而して、その人をしてその能力に相応しい状態において社会生活に適応させることこそ、真実の意味において生存権を保障する所以である。

社会保障制度であると共に、社会福祉の制度である生活保護制度としては、当然此處を目的であるとする考えに出てゐるものである。

従つて、兎角照解され易いように隣民助長ということは、この制度がその目的に従つても効果的に運用された結果として起るこどであらうが、少なくとも「自立の助長」といふ表現で第一義的に意図されている所ではない。

自立の助長を目的にといった趣旨は、そのような調子の低いものではないのである。

この言葉は、感覚として理解することはできますが、日々、一定量の業務をある程度の速度でこなしきなければならないなかで具体的に感じることは、「自立助長」の言葉には次のような3点があるということです。

#### (1) 経済的自立の助長

これを単純にいえば、「生活保護法による保護を受給せずに、自分や家族（世帯）の力で生活できるようになるよう、福祉事務所が支援・協力すること。」といえると考えます。

当然ながら、この世帯に対する処遇方針は、他法地施設の活用や、就労へ向けた一時扶助等の機能適用をも含めた支援となるでしょう。

#### (2) 社会的自立の助長

経済的な自立は困難であっても、生活保護法を利用しながら、自らの生活の維持・向上に努力している世帯を、地域で暮らし続けていくよう支援することが2番目だ

と考えます。

こうした世帯には高齢者世帯が多く、扶養義務者や近隣者の支援や配慮は当然のこととして、さらにケアマネージャーや関係者の支援を福祉事務所が調整しながら、被保護者が自己選択・自己決定を行い、日々の生活において自立した生活や地域社会の一員として充実した生活が営めるような支援方針が望まれることになります。

#### (3) 自立につながる「自律」

(1) や (2) は、福祉事務所の意志の実現というよりも、被保護者自身の内面の実現というべきものであり、その実現のために福祉事務所として支援・お手伝いをしていくわけですが、逆に、「(1) (2) の自立とはほど遠い日々を過ごす方々」が見えるのも現実です。

こうした方々の自立のためには、「自らの生活を律する」という意味の「自律」が必要だと考えます。

生活保護が「人としての生活に困窮する人の生活を支える最後かつ唯一の施設」であり続けるために、こうした方々にも自立をしていただくよう、支援・お手伝いをするなかで、状況によっては強く「自律」を追らなければなりません。

ただし、自律を追ることは半可なことは済まず、ケースワーカー個人だけではなく福祉事務所全体での対処、場合によつては、市・県を挙げた総力での対処が求められるものとなるでしょう。

日々の業務の中で、こうした方々にぶつかつた時には、生活保護法が持つ二つの目的と現実の間で、その対応について悩み、良心が痛むことがあります。

「本当に法を適用してもいいのだろうか。」と。

しかしその時は、次のように考えて欲しいのです。

「まずは最低生活を保障する。」「次に自立助長を圖らせる。」と。

つまり、真に困窮した状態であればそれを認めて保護を適用し、その後に、自立を促していく。

それでもなお生活の維持・向上についての努力が認められない場合は、法第27条、第28条、第62条等を適用しながら、自律を含めた自立助長に対処していくことになるわけです。

自立助長について、私たちは、ともすれば(1)の考え方（これで完了）という意味を含めて）にとらわれてしまうことが多いのですが、(2) や (3) のような解釈があることを理解しておいてください。

ウ 本人ができることは、本人にしてもらう。  
私たちができることは、他面支援です。主役である被保険者本人ができることは  
まず本人に行つてもうよう心がけてください。  
そのためには、本人の意向の把握と、処遇(支援)方針の被保護者との共有が重要  
な点となります。

エ 「方法」が「方針」となってしまっていいなか注意する。  
「生活状況・病状等の把握、確認」などは、処遇支援方針を立てるための「方  
針」であって、その方法によつてはられた課題や要因を解決するための具体的な援  
助・指導内容が「方針」であることを再確認してください。  
オ 欲張らない。  
要因のすべてを一度に解決することは不可能です。今その世帯にとって大切なも  
のは何かを考え、目標達成判断を設定しながら、優先順位を付けたり、処遇(支援)  
方針を綴り込んだりすることも大切です。

## (3) 世帯別具体的例

それでは、世帯別的にモデルを挙げて、具体的な策定過程を考えてみますが、こ  
の例示にあたっては、厚生労働省・社会保障審議会・福祉部会・生活保護制度の在り方  
に関する専門委員会での議論で提案された具体例からまず一つを引用し、以下その例  
にならって考察することとした。

## ア 母子家庭のみさん(同専門員会・第9回会議の厚生労働省公表資料から)

現状	① 母子家庭。パート就労中(1日4時間)。 ② 子は中学生2人。病状調査結果も「就労可能」で就労阻害要因なし。 ③ 済法、指導を強化すると、病気に対する傾向あり。 ④ フルタイム就労により自立可能。
課題	移動能力の活用が不十分。
目標	定期就労(フルタイム就労)を開始させ、自立の時期を1.0月とする。
要因	① 定職の求職経験がなく、職安制度についての理解が不十分。 ② 病気やエフリタイム就労は無理との認識。 ③ 将来に対する展望がない。
処遇(支援)方針	① 将來計画を樹立させ、生活段階書を提出させる(実施時期・評価時期：6月)。 ② 職安に同行訪問のうえ、求職の方向を説明(実施時期・評価時期：6月)。 ③ 対戦活動状況報告書の提出を指導(実施時期：6月、評価時期：7月)。 ④ 病状調査結果及びフルタイム就労のメリットを本人に説明(実施時 期・評価時期：6月)。

## イ 高齢者世帯の日々ん夫婦

(以下、処遇支援方針の実施時期の最初の月を仮に6月とします。)

現状	① 夫75歳、妻70歳の二人世帯。隣市町に長男、長女が住むが交流 なし。 ② 老人健診検査で夫に骨がんが見つかり、入院して手術を受けること になる。 ③ 夫の世話のために看護院に通つた妻は、被労から持病の腰痛が悪 化し、起床動作も困難な様子。 ④ 夫、妻とも、引き続き住み慣れた地域で暮らしていきたいとの希望 を表す。
課題	① 家事を援助するものがいない。 ② 入院中の夫の身の回りの世話をするものがいる。
目標	① 在宅福祉サービスを利用しながら、夫婦が引き続き住み慣れた地域 で生活していく。 ② 長男・長女に入院中の夫の身のまわりの世話をさせる。それを機会 に娘子が交渉を再開する。
要因	① 在宅福祉サービスの方法がわからず。 ② 在宅福祉サービスを支援するものもない。 ③ 夫と長男・長女の間にわだかまりがあり、互いに拒絶し合う状況と なっている。妻もそれについている。
処遇(支援)方針	① 妻自ら行うことか困難な場合】 長男(又は長女)面接し、両親との交流新聞、要宅・夫入院先の 訪問を働きかける。(実施時期・評価時期：6月) ② 妻に対し、長男(又は長女)と面会し援助依頼するよう働きかける。 【妻自ら行うことか困難な場合】 長男(又は長女)面接し、両親との交流新聞、要宅・夫入院先の 訪問を働きかける。(実施時期・評価時期：6月) ③ ケアプランに基づき、訪問介護、通所介護サービスなどを利用させ、 在宅生活を支える。(実施時期・評価時期：7月) ④ 世帯の生活支援は、ケアマネージャーが中心となって行うことと し、適時適切な情報交換により、課題共有に努める。(実施時期・ 評価時期：7月)
評価の例	(処遇(支援)方針①を評価)⇒中間ができていなかった。 要宅介護支援センター職員が忙なので訪問できていなかった。 【新規選(支援)方針】 ① 居宅介護支援センター職員と日程調整のうえ、福祉事務所C.Wが 同行して(または、福祉事務所C.W単独で)家庭訪問を行い、妻の 意向を確認して、要介護・要支援認定申請をさせる。(実施時期・ 評価時期：7月)

現状	<p>① 62歳、アパートで一人暮らし。転職を重ねた後に失業し、失業保険で生活していたところ、脳梗塞で倒れ、救急病院に搬送される。</p> <p>② 右上下肢に麻痺が出現。地域の慈心病院に住院し、リハビリ治療を続ける。麻痺は残っているが、状態が安定してきため、主治医から退院の働きかけがある。</p> <p>③ 移動は歩行車と車椅子の作用。</p> <p>④ 身寄りがないことから、友人が近くに住む元のアパートに帰りたいとの希望を表す。</p> <p>⑤ アパートの支障に段差がある。トイレも和式。</p>
課題	<p>① 一人でアパート生活するうえで、本人の身体、住宅の設備の面で支障がある。</p> <p>② リハビリ治療のための通院時など、退院後の外出による支障がある。</p>
目標	<p>① 身体障害者手帳を取得し、支援制度による住宅改修を導入し、退院を9月とする。</p> <p>② 介護扶助（6.5歳未満のため1割扶助）を適用し、通所リハビリターシー券を利用する。通院は、重度障害者タクシーサービスによる。</p>
要因	<p>① 身体障害者手帳及び介護扶助の申請行為が一人ではできない。</p> <p>② 住宅改修のための家主の同意を取り付け。</p>
処遇 (支援) 方針	<p>① 病院ソーシャルワーカー(MSW)に調整を依頼して、主治医面接を行い、身体障害者手帳及び介護扶助に該当する障害程度であるかの確認を行う。（実施時期・評価時期：6月）</p> <p>（障害程度該当の場合）</p> <p>身体障害者手帳交付申請および介護・要支援認定申請をさせることでMSWが協助する。（実施時期・評価時期：6月）</p> <p>② 本人に対し、住宅の家主に連絡して住宅改修の同意を得るよう指導する。（実施時期・評価時期：6月）</p> <p>③ 本人、MSW、リハビリ担当医師、市町村支援費制度担当者、居宅介護支援事業所ケアマネージャー、福祉事務所CWらで、退院後の生活・治療計画について協議し、計画を策定・共有する。（実施時期・評価時期：7月）</p> <p>④ 支障上がり口への手すりの設置、洋式便座据付等の住宅改修を行なう。（実施時期・評価時期：8月）</p> <p>⑤ 退院後の生活支援は、ケアマネージャーが中心となって行うこととし、適時適切な情報交換により、譲り共有に努める。（実施時期・評価時期：9月）</p>
※1	身体障害者手帳の取得が事情により遅れる場合は、介護扶助によるホームヘルプサービス、住宅改修を先行させることも検討。
※2	本人が65歳以上の場合、介護保険によるホームヘルプサービス、住宅改修が優先となる。
評価 の例	（処遇(支援)方針②を評価） 同意が取れない。電話ではうまく説明できなかつた。

ウ 傷病・障害者世帯のCCさん

現状	<p>① 新規選(支援)方針】 同行して、家主宅を訪問し、住宅改修について ② 福祉事務所CWが同行する。（実施時期：評価時期：8月）</p> <p>エ アルコール依存症のDさん</p>
現状	<p>① 47歳単身男性。自動車ディーラーの営業職として働いてきたが、ストレスから社員食堂が通り、無断欠勤。顧客とのトラブルが頻発し42歳のときに退職。その後は、酒代を稼ぐために一日単位の仕事に就くという暮らしを続けてきた。45歳のときに肝炎で入院となり、医療特支料により保険開始。</p> <p>② 症状が減じ退院するが、再び飲酒するが、就労再開できない。</p> <p>③ 福祉事務所嘱託医との協議を経て、アルコール専門医がいる病院への通院を開始するが、病識がなく、処方された薬も正しく服用していない。</p>
課題	<p>① 薬が正しく服用できていない。 ② 病識がない。</p>
目標	<p>① 薬を正しく服用する。 ② アルコール依存からの回復に取り組むようになる。</p>
要因	<p>① アルコール依存は薄気であること、治療により回復することを理解させ、治療に取り組む姿勢を醸成させるための手段が講じられない。</p> <p>② 保護所精神保健福祉相談員、保護師と同行して家庭訪問を行い、本人に対し、アルコール依存は病気であること、治療により回復することを理解させ、治療に取り組む姿勢を醸成させる。（実施時期・評価時期：6月）</p>
処遇 (支援) 方針	<p>① 保護所精神保健福祉相談員、保護師と同行して家庭訪問を行い、本人に対し、アルコール依存は病気であること、治療により回復することを理解させ、治療に取り組む姿勢を醸成させる。（実施時期・評価時期：6月）</p> <p>② 専門病院主治医、同病院ソーシャルワーカー、保健所精神保健福祉相談員、保健師、福祉事務所CWらによるケースカンファレンスを開催し、アルコール治療プログラムを作成、本人にも提示して共有をする。（実施時期・評価時期：7月）</p> <p>③ 専門病院看護師による訪問看護、並びに、保健所精神保健福祉相談員、保健師、福祉事務所CWらによる家庭訪問を、日程調整しながら行い、治療プログラムに沿った療養生活ができるかを見守り、相談にも乗っていく。（実施時期・評価時期：8月）</p>
評価 の例	<p>（処遇(支援)方針③を評価） ⇒プログラムが守られていない。プログラムが自分のものとなっていない。</p> <p>【新規選(支援)方針】</p> <p>②、③のメンバーに本人も加え、修正治療プログラム作成会議を開催し、その結果を共有する。（実施時期・評価時期：9月）</p>

## 4. 生活保護の援助充実に対する自治体の取り組み状況③

### ～自治体ヒアリングの概要

森川美絵

#### 要旨

自治体における生活保護の援助業務への取り組みについて、2つの都道府県・指定都市レベルの自治体本庁保護担当課および管内の実施機関に対して実施したヒアリングの概要を整理した。援助業務の標準化、多義的な自立支援の展開の現状について考察した後、「援助の評価」を実施する際の課題について検討した。

援助業務の標準化にむけ、京都市では援助側面も含めたマニュアルの整備、北九州市では、援助業務のマネジメントの徹底という、独自の取り組みを展開していた。「処遇マニュアル」作成を可能にする条件として、本庁サイドにおけるケースワークのノウハウ蓄積があった。また、援助業務のマネジメントを促す要因として、監査指導や記録様式などの重要性が示唆されたが、背景的要因として本庁サイドのケースワークの力量も見逃せない。2つの自治体における生活保護世帯への援助の取り組みについては、「広い自立概念にもとづく支援」という「新しさ」を示している一方で、各自治体における支援の「展開の仕方」は、従来の稼働能力基準にもとづく援助の展開の仕方と密接に関わっていることも、伺えた。援助の評価については、援助のマネジメント化による援助目標・評価の設定が、多様な自立支援の評価を「手続き的側面」から整備する取り組みとして注目できることに言及した。また、「援助の質」評価を進める上では、「援助の価値的側面」の組織的な滋養のあり方が問われること、「援助の考え方」に重点を置いた「処遇マニュアル」の整備は、その有効な取り組みになりえることなども、言及した。

#### 4-1 ヒアリングの目的

第4章では、2つの自治体（京都市、北九州市）に対するヒアリングの概要を整理する。

自治体へのヒアリングでは、都道府県・指定都市レベルでの「生活保護における援助」の取り組み状況やその課題について、業務の標準化や評価という観点も含めて、保護業務の企画運営、実践の指導的立場にある実務家の方から意見・考えを伺うことにある。

ヒアリング対象の選定は、近年（平成10年以降）の保護率の動向およびマニュアル・指針等の整備状況（第2章アンケート結果）を勘案して行った。すなわち、ひとつは、都道府

県・指定都市のなかで最も多くのマニュアルを整備してきた京都市である。もうひとつは、保護率が全国の都道府県・指定都市において平成10年度以降、軒並み上昇しているなか、保護率の上昇がみられなかった北九州市である。

平成10年以降の全国的な傾向として、生活保護の相談者の増加や、被保護者の抱える生活問題の早期解決が困難な状況で、保護率が上昇してきている。そのなかで、北九州市は、結果として保護率を安定的に推移させてきており、その背景には、被保護者の生活課題の解決に向けた自治体としての積極的・組織的な取り組みが予想される。また、被保護世帯に対する援助ないし自立支援推進の組織的対応のひとつとして、マニュアル等を通じた援助内容・質の標準化の必要性が、国レベルの生活保護行政の方針として言及されている。京都市は、それらに積極的に取り組んできており、マニュアル策定の経緯を含め、業務運営の課題や取り組み状況の一端が明らかにできると考えられる。

ヒアリング方法の概要は以下の通り。

#### 4-2 ヒアリングの方法

(対象) ヒアリング対象としたのは、自治体の本庁保護担当課および管内の実施機関(福祉事務所)である。

(実施時期) 実施時期は、京都市(本庁およびa福祉事務所)は2005年11月7日、北九州市(本庁およびb福祉事務所)は2005年12月5日である。ヒアリングは、それぞれの機関の所属する施設の会議室で行われた。ヒアリングの所要時間は、京都市の本庁保護担当課が2時間半、a福祉事務所が2時間半、北九州市の本庁保護担当課が3時間30分、b福祉事務所が2時間30分である。

(インフォーマント) ヒアリングの主なインフォーマントは以下の通り。

京都市 (本庁) 保護担当課課長補佐、担当課長、担当係長

(a福祉事務所) 所長、保護課長、保護係長

北九州市 (本庁) 保健福祉局参事、保護課係長、監査指導課係長

(b福祉事務所) 保護課長、面接担当主査、保護係長

主なヒアリング項目は、保護の状況と実施体制、援助の現状の課題と取り組み状況(組織的な「援助の標準化」の取り組み含)、援助業務の評価に対する考え方、等である(「ヒアリング項目」一覧は、章末の添付資料4-1を参照)。

#### (依頼・記録)

ヒアリング実施にあたり、ヒアリング項目を添えて依頼文を本庁保護担当課に郵送し、了解を得た（2005年9月）。

当日は、相手の承諾を得てヒアリング内容をICレコーダーに録音し、それをもとにヒアリング記録を作成した。

ヒアリング記録に基づき森川が報告書の原稿（案）を作成し、両自治体のヒアリング担当課に原稿（案）の確認・訂正を依頼した（2006年2月）。自治体からの実施体制や統計に関する訂正依頼は、そのまま原稿に反映させ、表現等の訂正依頼も可能な限り反映させた。内容について寄せられた意見は考察等において可能な限り考慮した。また、自治体名の実名記載や、ヒアリング時に提出された資料の報告書への一部転載についても両自治体の担当課に打診し、許可を得た（2006年2月）。

本章の記載内容についての責任は執筆担当者にある。本章においてヒアリングに応じてくださった皆様の思いを十分に反映できなかった部分や、事実記載の不十分な点などがあるとすれば、それはすべて執筆者が責を負うものである。

図4-1 保護率の推移

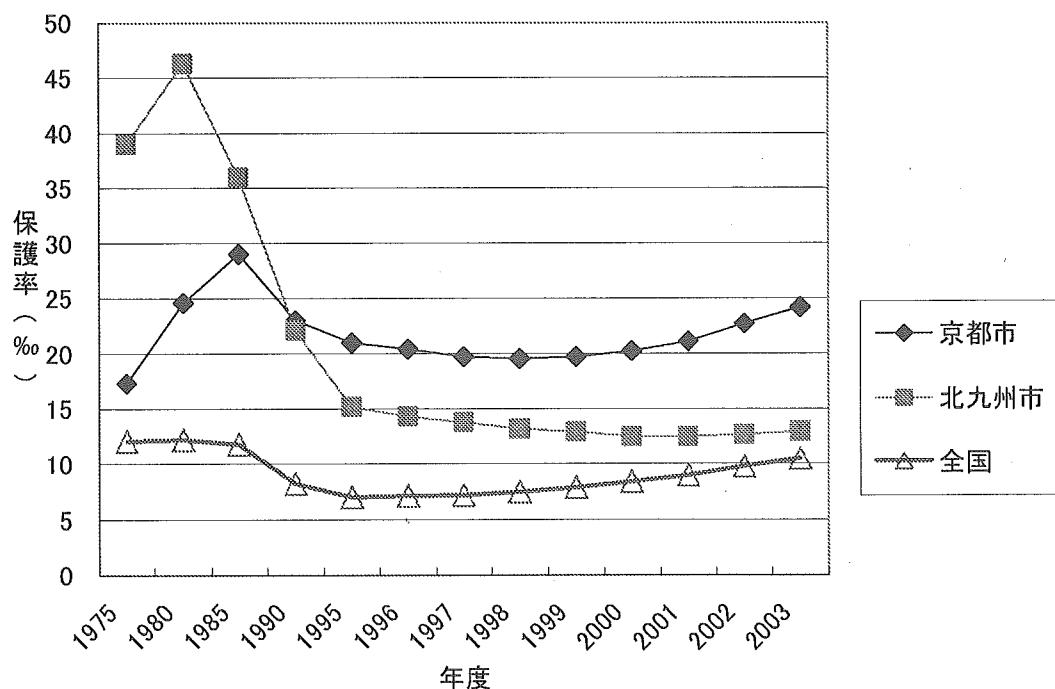


表4-1 人口および世帯の状況

	総人口 (※1)	総世帯数 (※2)	高齢化率 (※3)	母子世帯 数 (※4)	母子世帯 割合 (※4)
京都市	1,464,238	645,480	19.6%	11,266	(1.75%)
北九州市	1,000,136	422,485	20.8%	10,790	(2.55%)
全国	127,687,000	48,642,000	19.5%	843,700	(1.73%)

表4-2 保護の状況

保護世帯数(平成15年度、総数および世帯類型別内訳)(※5)

	保護世帯数	高齢	母子	障害	傷病	その他	(稼動世帯)
京都市	23,630	11,156	3,023	2,432	4,593	2,299	4,035
北九州市	10,291	7,110	206	841	1,760	369	556
全国	941,270	435,804	82,216	95,283	241,489	84,941	113,967

保護率(平成15年度、%)および保護内訳(世帯類型別、割合%) (※6)

	保護率(%)	高齢	母子	障害	傷病	その他	(稼動世帯)
京都市	24.2	47.2%	12.8%	10.3%	19.4%	9.7%	17.1%
北九州市	13.0	69.1%	2.0%	8.2%	17.1%	3.6%	5.4%
全国	10.5	46.3%	8.7%	10.1%	25.7%	9.0%	12.1%

※1) 全国の総人口は総務省「人口推計月報（平成16年10月）」。

※2) 全国の総世帯数は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（2003年10月推計）。

京都市・北九州市の総人口・総世帯数は総務省「人口推計月報」平成16年10月の数値。

（京都市HP「全国及び大都市主要統計」より引用 <http://www.city.kyoto.jp/sogo/toukei/zoho/data/bdaitoshi.xls> 2006.2/1版）

※3) 総務省「人口推計月報（平成16年10月）」における高齢者人口を総人口で除して算出。

北九州市の高齢化率は「平成16年版京都市統計書」（平成16年10月1日現在）。

※4) 便宜的に「平成15年度福祉行政報告例」の児童扶養手当受給者数における「母子世帯」数を、母子世帯数としている。

※5) 保護世帯数は福祉行政報告例（平成15年度）。

各世帯類型の世帯数は、「平成15年度福祉行政報告例」の「現に保護を受けた世帯数（月分報告の類型）、世帯類型別」を12で除した数値。このため、「内訳総数」と左セルの「保護世帯数」とは若干のズレがある。

※6) 保護率は福祉行政報告例（平成15年度）。

世帯類型別の内訳（割合）は、「世帯類型別」保護世帯数を「総数」で除して算出。

#### 4-3 ヒアリング結果（1）～京都市

##### （1）自治体の概況（人口・世帯および保護の状況）

京都市は近畿ブロック内に位置する人口規模 150 万程度の自治体である。高齢化率は全国平均とほぼ同じ 20%弱となっている（平成 16 年 10 月時点）（表 4-1 参照）。歴史的な建造物の多い観光地であり、大都市として市街地の整備が進む一方、伝統産業が一定数を占める。就業構造でも、パート・アルバイトが多く正社員が少ない。零細企業の割合や、200 万以下の収入層の割合が全国トップクラスとなっている。

保護率は、継続的に高い部類に属している。すなわち、1980 年代は 25%以上、90 年代半ばまでは 20%を超える状況が続く。90 年代後半から末に若干の低下傾向がみられ 20% を下回るもの、2000 年以降は毎年保護率が増加し、2003 年度は 24%、その後も増加は続いている（図 4-1 参照）。

保護世帯の内訳は、高齢世帯が 47.2%、母子世帯が 12.8%、障害世帯が 10.3%、傷病世帯が 19.4%、その他の世帯が 9.7%となっている（平成 15 年度）。全国平均と比較すると、母子世帯の割合が約 4 ポイント多く、傷病世帯が約 6 ポイント少ない。母子世帯の多さを反映し、保護世帯のうち稼動世帯の占める割合は 17.1%と、全国平均の 12.1%より 5 ポイント程高い（平成 15 年度）（表 4-2 参照）。

実施機関の a 福祉事務所は、京都市の北西部に位置し、管内最大の規模（管轄地域の 35%、人口 20 万人以上）を担当している。管内は山間・農業地域、史跡・名勝などの観光地域、新興住宅地域、伝統産業や工業地域が混在している。保護率は 18.1%（平成 17 年 4 月時点）で、2 箇所（管内計 4 箇所のうち）の母子生活支援施設を抱えることから母子世帯の保護世帯に占める割合が比較的多い（担当保護世帯の 18.2%、平成 17 年 4 月時点）。また、厳しい雇用状況や伝統産業の不振、市街地より家賃が低額なことによる転入世帯の増加等により、多数の生活相談が継続している<sup>1</sup>。

##### （2）実施体制

京都市の実施体制は、人員配置的には比較的恵まれている。被保護世帯 80 につき地区担当の現業員（ケースワーカー：以下「CW」）1 人の配置がオーソライズされ、維持されたうえで、管轄下の福祉事務所の一部では稼動年齢層への指導援助を充実するため「被保護

<sup>1</sup> 京都市福祉事務所の概況は、京都市福祉部「平成 17 年度 福祉施策事業概要」より参照。

世帯80につき1人」から算出された標準数より0～2人多い生活保護専任のCWが配置されている。また、全福祉事務所に専任の面接相談員が1～2人配置されている。このほか、就労支援員が2名（平成13年度より2名体制）、中国語通訳者2名（平成8年度以降2名体制）などが、非常勤職員として配置されている。

現業員（CW+面接担当）のうち経験年数1年末満のものの割合は、京都市全体で6分の1程度となっている（ヒアリング時提出資料）。人事異動のサイクルは、基本は5年、新規採用の場合は3年となっている。

### （3）援助の質標準化に向けた取り組み～マニュアル・手引きの作成

京都市は、都道府県・指定都市のなかで最も多数のマニュアル・手引きを揃えている自治体のひとつである。「生活保護の手引」「疑義解釈集」といったいわゆる「事務マニュアル」のほか、いわゆる「処遇マニュアル」も作成している。「処遇マニュアル」には、近年、様々な自治体で策定されている就労支援に加え、母子世帯や精神障害者の支援についての手引があるほか、現在、退院支援に関する手引の策定が進むなど、幅広い内容について整備されている<sup>2</sup>（母子世帯および精神障害者処遇マニュアルの構成については、章末に掲載の資料4-2参照）。既策定および策定予定のマニュアル・手引きは以下の通り。

1. 「生活保護の手引」1987年（S62頃）：業務の要点や具体的な事務要領
2. 「面接相談の手引」1991年(H3.4)：面接相談における基本的態度と面接技術等
3. 「自動車保有世帯指導マニュアル」1993年(H5.4)（2006改訂予定）
4. 「生活保護 母子世帯に対する処遇の充実に向けて」1999年(H11.3)：母子世帯への処遇の視点と方策
5. 「生活保護 精神障害者への援助充実に向けて」2000年(H12.4)：精神障害者に対する援助の視点や留意点、基礎知識等
6. 「はじめて生活保護 CWになられた方へ」2000年(H12.3)、H15.4改訂：処遇面も含めた新任用マニュアル
7. 「生活保護疑義解釈集」2002年（H14.3）：問答形式による、法令、実施要領、医療扶助運営要領等の解釈
8. 「生活保護 査察指導の手引き」2003年(H15.3)：新任保護係長の業務マニュアル

<sup>2</sup> 「事務マニュアル」「処遇マニュアル」という呼称はヒアリング時に、実務者が使用した呼び方。

9. 「生活保護 新規調査の手引き」2003年（H15.5）：新任向け
10. 「生活保護 就労支援の手引き」2004年（H16.5）：基本的な就労支援の手法、事例を集めた手引書)
11. 「生活保護 退院支援の手引き」(2006(H18)予定：社会的入院を余儀なくされている長期入院患者の退院支援についての、基本的なノウハウや事例集)

マニュアル策定の経緯・背景は以下の通り（本庁保護担当課の説明）。

＜第1次マニュアル化時代 1980年代後半～1990年代前半＞

かつては、経験豊富な CW が多数配置されており、CW が職人芸的な援助を展開していた。1980 年代前半、経験のない新人 CW が多量に配属されることになった。新人 CW にどう即戦力として役立ってもらうか、という観点から、生活保護の事務および面接についての手引が策定された。

＜第2次マニュアル化時代 1990年代末～＞

1990 年代以降、大区役所制の導入により、区役所（税務担当など）と福祉事務所の人事交流が増大するなか、新任職員に生活保護の業務を少しでもわかりやすく伝える必要性が一層強まった。本庁と福祉事務所の指導職員（所長、課長、係長）とは、月に 1～2 回、福祉事務所の抱えている課題とその解決についての意見交換等を行っているが、その意見交換の際に、保護係長の業務が非常に多忙になっている、との指摘があったという。その内実は、「ワーカーから係長にひっきりなしに相談がくる」というもので、それに対応するために業務の標準的なものを示す必要がある、との意見がでた。そこで、標準的な業務を示すものとして「はじめて生活保護 CW になられた方へ」「査察指導の手引き」「新規調査の手引き」などが作成された（本庁保護課 担当課長）。

また、対人援助面の充実という観点から、いわゆる「処遇マニュアル」が作成されてきた。例えば「就労支援」のマニュアルは、監査を通じ、就労指導について福祉事務所に即戦力が必要、ノウハウがない（「ワーカーに『引き出し』がない」）という印象をもち、各場面での支援の視点を再度確認してもらうために作成した（本庁保護担当課 課長補佐）。支援の視点のほかに事例や労働行政に関する情報などを盛りこんでおり、事例は、生活保護部会で汎用性が高いものを集めた（章末の資料 4-2「就労支援の事例」を参照）。

マニュアル作成の体制（平成 13 年度以降）は、本庁職員が執筆担当となり、「部長（事務所所長）1、課長級 3、保護担当係長 6（以上、本庁が指定）と本庁職員」による検討部